

「建設工事と技術者の配置について」の一部改正について

(改正理由)

災害復旧工事の発注に当たり、現場代理人不足による入札参加者数の減少が懸念されることから、現場代理人が兼任することを認める工事現場の数を、通常の2件までから、災害復旧工事を含む場合は3件までに緩和することとし、「建設工事と技術者の配置について」の一部を改正するもの。

(施行日) 平成31年1月10日

新	旧	対	照	表
新	旧			
4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）	4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）			
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)			
(4) 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合	(4) 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合			
<p>次のアからオのいずれかの場合。ただし、発注者が認めない場合を除く。</p> <p>ア (3)アからエのいずれかの場合</p> <p>イ 一件の入札で複数の契約をする入札(以下「合冊入札」という。)で契約した複数の工事(以下「合冊対象工事」という。)に現場代理人として従事する場合。</p> <p>ウ 契約済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。</p> <p>エ 兼務する全ての工事が技術者非専任工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満のものに限る。)の場合は、以下の全てを満たすとき。</p> <p>(ア) 兼任する工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。)が、宮津市内であること。</p> <p>(イ) 兼任する工事が2件(入札単位)までであること。</p> <p>(ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満であること。</p> <p>(エ) 市又は国、京都府等の発注する工事であること。ただし、市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。</p> <p>(オ) 兼務する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。</p> <p>(カ) 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。</p>	<p>次のアからオのいずれかの場合。ただし、発注者が認めない場合を除く。</p> <p>ア (3)アからエのいずれかの場合</p> <p>イ 一件の入札で複数の契約をする入札(以下「合冊入札」という。)で契約した複数の工事(以下「合冊対象工事」という。)に現場代理人として従事する場合。</p> <p>ウ 契約済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。</p> <p>エ 兼務する全ての工事が技術者非専任工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満のものに限る。)の場合は、以下の全てを満たすとき。</p> <p>(ア) 兼任する工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。)が、宮津市内であること。</p> <p>(イ) 兼任する工事が2件(入札単位)までであること。<u>(ただし、兼任する工事のいずれかが市の発注する災害復旧工事である場合は3件までとする。)</u></p> <p>(ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満であること。</p> <p>(エ) 市又は国、京都府等の発注する工事であること。ただし、市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。</p> <p>(オ) 兼務する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。</p> <p>(カ) 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。</p>			

旧	新
<p>オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の技術者非専任工事を含む。)の場合は、以下の全てを満たすとき。</p> <p>(ア) 兼任する工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。)の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。</p> <p>(イ) 兼任する工事が2件(入札単位)までであること。</p> <p>(ウ) 市又は国、京都府等の発注する工事であること。ただし、市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。</p> <p>(エ) 兼務する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。</p> <p>(オ) 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。</p>	<p>オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の技術者非専任工事を含む。)の場合は、以下の全てを満たすとき。</p> <p>(ア) 兼任する工事(合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。)の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。</p> <p>(イ) 兼任する工事が2件(入札単位)までであること。<u>(ただし、兼任する工事のいずれかが市の発注する災害復旧工事である場合は3件までとする。)</u></p> <p>(ウ) 市又は国、京都府等の発注する工事であること。ただし、市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。</p> <p>(エ) 兼務する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。</p> <p>(オ) 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。</p>
<p>ただし、連絡員及び連絡体制を工事打ち合わせ簿等で明確にしなければなりません。連絡員は、元請業者の社員の他、一時下請業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等にはなれません。</p>	<p>ただし、連絡員及び連絡体制を工事打ち合わせ簿等で明確にしなければなりません。連絡員は、元請業者の社員の他、一時下請業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等にはなれません。</p>